

令和5年4月1日採用 三重県立白子高等学校  
会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ）募集案内  
及び選考申込書

三重県立白子高等学校では、令和5年4月1日に採用する会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ）を次のとおり募集します。

**1 募集する職種、募集人数、職務内容**

募集する職種	募集人数	職務内容
スクール・サポート・スタッフ  雇用形態：パートタイム	2名	校長の指導及び監督のもと、教員が本来の教育活動に専念できるよう、次のような業務に従事します。 ・授業で使用する教材等の印刷や物品の準備 ・教材・資料の整理、保管 ・宿題等の提出物の受け取り・確認 ・小テスト等の採点 ・学校行事・式典等の準備補助 ・統計情報のデータ入力・名簿の作成 ・電話対応・来客受付 ・その他教員の補助業務として校長が認めるもの

**2 勤務場所**

〒510-0243 三重県鈴鹿市白子四丁目17の1

三重県立白子高等学校 校内 ※近鉄白子駅から徒歩10分

※転勤なし

**3 必要な経験・知識・技能等**

採用に当たり必須となる免許・資格等はありません。

**4 応募資格**

(1) 次のいずれかに該当する人は応募することができません。

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・三重県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日（昭和22年5月3日）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに

加入した人

(2) 年齢制限はありません。

(3) 学歴・専攻は不問

## 5 勤務条件

任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※勤務実績等により、連続2回を限度として公募によらない再度の任用を行う場合があります。 ※採用の日から起算して1月間（実際に勤務した日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、その期間が終了した日の翌日において正式採用となります。
勤務時間	年間240時間以内、週18時間以内かつ日6時間以内 4月から3月まで 月20日勤務×12ヶ月×1時間=240時間 ただし、校務の状況に応じ2時間程度依頼する場合がある。 また、1日の勤務時間の割振りは、午前7時30分から4時50分までの間で、部分的または6時間を上限に断続的に行うことがある。（休憩時間は、6時間以上勤務する場合は45分）
所定勤務時間を超える勤務の有無	なし
休日	勤務日以外の日（原則、土日、祝日及び年末年始。ただし勤務の割振りがあった場合を除く。）
報酬	時給1,050円 ※地域手当相当の報酬を含んだ額 ※昇給なし
報酬締切日	月末
報酬支払日	翌月21日（この日が休日の場合はその前日ほ平日）
その他手当に相当する報酬	通勤手当（上限有り） ※車通勤可
期末手当	なし
支払方法	口座振込
休暇	①年次有給休暇 採用日から6月以上経過した者に対して、県の規定の定めるところにより付与 ②その他有給休暇等 忌引休暇、結婚休暇、生理休暇、公民権の行使、災害等による出勤困難等の特別休暇、夏季休暇 等

加入保険等	労働者災害補償保険法の適用
受動喫煙防止措置の状況	学校敷地内全面禁煙

## 6 採用選考

### (1) 選考方法

面接によります。ただし、応募者が多数の場合には、書面での選考を行ったうえで面接を実施することがあります。

### (2) 面接日時・場所

追って各応募者に連絡します。

### (3) 結果通知

面接選考後速やかに、書面又は電話で応募者に連絡します。また、不採用の方には履歴書をお返しします。

## 7 応募方法

別添の採用選考申込書及び別添の履歴書（市販のものを使用することも可）に必要事項を記入し、以下の宛先へ郵送又は持参してください。なお、履歴書には、「志望動機、職務内容をふまえた自己PR」を必ず記載してください。また、面接日時等の連絡を行うため、平日の日中に連絡のつく連絡先（携帯電話番号等）を明記してください。

### 【提出先】

〒510-0243 三重県鈴鹿市白子四丁目17の1  
三重県立白子高等学校 事務室（担当：前野）

## 8 応募期限

令和5年2月24日（金）12時

※ 応募があり次第、順次面接選考を実施していくため、期限前に募集締切となる場合があります。

令和5年4月1日採用 三重県立白子高等学校 会計年度任用職員  
採用選考申込書

応募職種	スクール・サポート・スタッフ
<p>私は、三重県立白子高等学校会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ）の採用選考を受けたいので、履歴書を添えて申し込みます。</p> <p>なお、私は募集案内に記載された応募資格をすべて満たしており、履歴書のすべての記載事項は事実と相違ありません。</p> <p>履歴書の記載事項が事実と相違することが採用後に判明した場合は、採用を取り消されても異存ありません。</p> <p>（※ この欄は、必ず自筆で記入してください。）</p> <p>記入日 令和 年 月 日</p> <p>氏 名</p>	